

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

トトの当選金

Q : 最近、トトが話題になっていますが、トトの当選金に税金はかかるのでしょうか。

A : 税金はかかりません。

【解説】

サッカーくじトトの全国発売が始まり、1億円の当選金も出ています。

ところで、トトの当選金については、その性質からいえば一時所得に分類されるものですが、所得税は課税されません。これは、「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」により、その払戻金については所得税を課さないと規定されているためです。

同様に、宝くじの当選金についても、「当せん金付証票法」という法律により、その当選金については所得税を課さないと規定されています。

一方、競馬や競輪、競艇の払戻金は、一時所得として課税されることになります。この際、収入金額から控除できるのは、「その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した費用」に限られています。したがって、競馬の馬券を30,000円購入し、そのうちの5,000円分が的中し払戻金1,000,000円をもらったような場合、的中しなかった券の購入費は収入金額から控除することはできません。この場合には、1,000,000円から5,000円を控除した995,000円が一時所得の利益となります。

